

サービス利用時の注意事項

- コンビニエンスストアなどで取得した証明書は、返品や交換はできません。
- 住民基本台帳カードや個人番号通知カードは利用できません。
- マイナンバーカードと有効な電子署名(利用者証明用電子証明書)が必要になります。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を3回連続で間違えた場合、ロックがかかってしまい、利用できなくなります。ロックの解除や暗証番号を忘れた方は、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課で暗証番号の再設定を行ってください。
- 戸籍の届け出や市・県民税額の更正などがある場合、反映されるまで一部の証明書が取得できない場合があります。
- 証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めはされていませんので、取り忘れに注意してください。
- コンビニ交付サービスでは厳重なセキュリティ対策を行っていますが、マイナンバーカードを他人に預けたり、暗証番号を教えたりするなどの行為は、悪用される恐れがありますので、マイナンバーカードの保管、暗証番号の管理には十分注意してください。

マイナンバーカードを取得しよう

コンビニ交付サービスの利用には、マイナンバーカードが必要になります。まだ、マイナンバーカードをお持ちでない方は、交付申請し、マイナンバーカードを取得してください。郵便による申請の他、パソコンやスマートフォン、証明用写真機でも申請が行えます。詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

【ホームページ】<https://www.kojinbangocard.go.jp/>

マイナンバーカード総合サイト

検索



まだの方は
今すぐ
個人番号カードの
申請を!



住民窓口

自動交付機の廃止

令和2年12月28日(月)をもって、市役所本庁舎1階に設置されている自動交付機が廃止になります。これに伴い、現在お持ちの「市民カード・印鑑登録証」と「市民カード」を使用した自動交付機での証明書の取得ができなくなります。

なお、「市民カード・印鑑登録証」は、印鑑登録をしていることを証明するものであり、市民課窓口で印鑑登録証明書の交付を受け際に引き続き必要となります。大切に保管してください。



市役所内にある自動交付機

市内6公民館での 証明書発行業務を終了

コンビニ交付サービスの開始に伴い、次の6公民館で実施している住民票の写しなどの証明書の発行業務は、令和3年3月31日(水)をもって終了します。ご理解とご協力をお願いします。

▶対象

- 荒木公民館
- 須加公民館
- 北河原公民館
- 埼玉公民館
- 太井公民館
- 太田公民館



令和3年1月から

「住民票の写し」や「印鑑証明」などのコンビニ交付サービスを開始します



市では、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)で取得できるコンビニ交付サービスを開始します。

いつでも

夜間や休日など急に証明書が必要になった場合でも取得できます。

【利用可能な時間】

午前6時30分～午後11時

※年末年始、メンテナンスを除く。ただし、戸籍謄本抄本および戸籍の附票の写しは、平日の午前9時～午後5時。



どこでも

全国のコンビニエンスストアなどで利用できます。

- コンビニエンスストア
 - セブンイレブン
 - ローソン
 - ファミリーマート
 - ミニストップなど

●その他

キオスク端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストアなどでも利用できます。
※一部利用できない店舗があります。



取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得課税証明書
- 戸籍謄本抄本(市外の住所の方は事前登録が必要です)
- 戸籍の附票の写し(市外の住所の方は事前登録が必要です)

簡単便利

窓口での請求書などの記入が不要で、待つことなく利用できます。

手数料

窓口で発行する場合と同額です。

- 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書は、1通200円
- 戸籍謄本抄本は、1通450円

▶問い合わせ 市民課(内線242・248)